

○四国中央市立学校給食共同調理場条例

平成16年4月1日

条例第59号

改正 平成28年12月26日条例第31号

令和元年6月27日条例第4号

(題名改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、学校給食共同調理場の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 幼児、児童及び生徒に対する学校給食の合理的運営を図るため、別表のとおり学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)を設置する。

(業務)

第3条 共同調理場は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学校給食用物資の保管及び管理に関すること。
- (2) 学校給食の献立、調理及び運搬に関すること。
- (3) 学校給食の食品検査に関すること。
- (4) 学校給食の栄養指導及び栄養改善に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、共同調理場に必要な業務に関すること。

(給食の対象)

第4条 共同調理場は、四国中央市立の幼稚園、小学校及び中学校(以下「給食対象校」という。)の幼児、児童、生徒その他特に四国中央市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の認めた者に対し、給食を行う。

2 前項に規定する給食対象校については、教育委員会が別に定める。

(職員)

第5条 共同調理場に、所長その他必要な職員を置く。

(運営委員会)

第6条 共同調理場の適正かつ円滑な運営を図るため、四国中央市学校給食共同調理場運営委員会を置く。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成28年12月26日条例第31号)

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

附 則(令和元年6月27日条例第4号)

この条例は、令和元年8月1日から施行する。ただし、題名の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

(平28条例31・令元条例4・一部改正)

名称	位置
四国中央市立東部学校給食センター	四国中央市三島中央1丁目18番1号
四国中央市立土居学校給食センター	四国中央市土居町土居409番地1
四国中央市立新宮学校給食共同調理場	四国中央市新宮町新宮448番地